

職場定着支援助成金（個別企業助成コース）の概要

平成27年度予算予定額 4,667,400千円
(平成26年度予算額 3,305,790千円)

趣旨

- 重点分野(健康・環境・農林漁業分野)等の事業主は、雇用創出の中核的な担い手となることが期待される一方、採用意欲がありながら人材が確保できない等の雇用管理上の問題を抱えている。
- 雇用管理改善(魅力ある職場づくり)に取り組む事業主に対して助成を行うことにより、労働者の職場定着を促進させ、人材不足の解消、魅力的な雇用創出を図る。

概要

重点分野等の事業主が、雇用管理責任者を選任し、就業規則・労働協約を変更することにより雇用管理制度を新たに導入、又は介護福祉機器の導入を行った場合に助成金を支給する。

【現行】

- 中小企業労働環境向上助成金
(個別中小企業助成コース)
- 重点分野等の事業を営む中小企業事業主が対象
- 助成内容
- 1 雇用管理制度助成【重点分野関連事業主】
導入する制度に応じて、以下の合計額を助成。

導入した制度	支給額
評価・処遇制度	40万円
研修体系制度	30万円
健康づくり制度	30万円

- 2 介護福祉機器助成【介護関連事業主のみ】
介護福祉機器を導入した場合、導入費用の1/2を助成
(上限300万円)

見直し

【27年度拡充内容】

- **職場定着支援助成金(仮称)** に助成金名称変更
(個別企業助成コース)
- 助成対象事業主を**中小企業以外に拡大**
- 「1 雇用管理制度助成」の助成内容について見直し
⇒ 制度導入助成の対象に**メンター制度を追加**し、助成額を見直し。

導入した制度	支給額
評価・処遇制度	10万円
研修体系制度	10万円
健康づくり制度	10万円
メンター制度	10万円

- ⇒ 事業実施前に策定する雇用管理制度整備計画において、制度導入による効果として、計画期間終了から1年経過後の離職率に係る目標の設定を義務づけ、目標を達成できた場合に**60万円**の追加支給を行う**目標達成助成**を創設。

職場定着支援助成金（個別企業助成コース）の概要

趣旨

- 重点分野（健康・環境・農林漁業分野）等の事業主は、雇用創出の中核的な担い手となることが期待される一方、採用意欲がありながら人材が確保できない等の雇用管理上の問題を抱えている。
- 雇用管理改善（魅力ある職場づくり）に取り組む事業主に対して助成を行うことにより、労働者の職場定着を促進させ、人材不足の解消、魅力的な雇用創出を図る。

事業の概要

重点分野等の事業主が、雇用管理責任者を選任し、雇用管理改善につながる以下の事項について、就業規則・労働協約を変更することにより 制度を新たに導入、又は介護福祉機器の導入を行った場合に助成金を支給する。

1 雇用管理制度助成【重点分野関連事業主】

(1) 制度導入助成(最大40万円)

導入する制度に応じて、以下の(1)～(4)の合計額を助成。

- ① 評価・処遇制度
評価・処遇制度、昇進・昇格基準等を導入し、実施した場合、10万円を助成
- ② 研修体系制度
教育訓練制度を導入し、実施した場合、10万円を助成
- ③ 健康づくり制度
法定外の健康診断、メンタルヘルス相談等の制度を導入し、実施した場合、10万円を助成
- ④ メンター制度(拡充)
メンター制度を導入し、実施した場合、10万円を助成

(2) 目標達成助成(60万円)

事業実施前に策定する雇用管理制度整備計画において、制度導入による効果として、計画期間終了から1年経過後の定着率に係る目標の設定を義務づけ、当該目標を達成できた場合、(1)の助成額に加え、60万円を助成する。

2 介護福祉機器助成【介護関連事業主のみ】

介護福祉機器を導入した場合、導入費用の1/2を助成(上限300万円)

【評価・処遇制度】



【健康づくり制度】



【研修体系制度】



【メンター制度】

魅力ある職場



- ・働きやすい
- ・働きがいがある
- ・この会社で働き続けたい

建設労働者確保育成助成金

H27予定額 51.4億円

◆ 認定訓練の実施を支援

経費助成 補助対象経費の1/6
賃金助成 日額 5,000円

職業能力開発促進法に規定する認定職業訓練または指導員訓練のうち、建設関連の訓練を実施した場合に助成

◆ 技能実習の実施を支援

経費助成 9割（委託費は8割）
（※被災三県は10割）
賃金助成 日額 8,000円

年労働者の育成と熟練技能の維持・向上を図るため、キャリアに応じた技能実習を実施した場合に助成

- 安衛法に基づく特別教育や教習及び技能講習
- 能開法に規定する技能検定試験のための事前講習
- 建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習
- 施工管理に関する技術検定の講習
- 上記以外の建設工事に直接関連する実習など

◆ 雇用管理制度の導入

制度導入助成 各制度ごと10万円
目標達成助成 定着改善60万円
+入職改善60万円

若年労働者の入職や定着を図るため、就業規則や労働協約を変更することにより雇用管理改善につながる制度を導入し、実際に適用した場合に助成

- 評価・処遇制度 … 職務や職能等に応じた評価・処遇制度、昇進・昇格基準、賃金体系制度の導入など
- 研修体系制度 … 教育訓練・研修制度の導入など
- 健康づくり制度 … メンタルヘルス相談の導入など
- メンター制度 … 指導・相談役となる先輩（メンター）が若者（メンティ）をサポートする制度の導入

◆ 若年者及び女性に魅力ある職場づくり支援

経費助成 中小2/3
中小以外1/2

若年労働者及び女性労働者の入職や定着を図るため、「若年者及び女性労働者に魅力ある職場づくり」につながる取組を実施した場合に助成

（事業主）200万円を上限

- 現場見学会や体験実習、インターンシップ等の建設業の魅力を若者に伝える取組 など
- 建労法に基づき雇用管理を行う雇用管理責任者の知識の取得及び向上への取組 など
- 女性が活躍できる職種の開発・広報 など

（事業主団体）団体の規模に応じて上限1千万円または2千万円

- 調査・事業計画策定事業
事業推進委員会を開催し、具体的な事業計画を策定
- 入職・職場定着事業
若年者及び女性の入職や定着に係る諸問題の改善を図る取組（学生や教員に対する現場見学会や体験学習など魅力を伝える取組、労働者の技能向上を図る取組、評価・処遇制度や時短・休暇制度の普及、技能や雇用管理の表彰実施 など）

◆ その他

広域的な職業訓練の推進活動や新分野へ進出するための訓練、被災三県における作業員宿舎等の確保に対する助成を実施

建設労働者確保育成助成金の拡充

建設業を取り巻く状況

① 建設人材不足の深刻化 (成長戦略改訂版)

- ・ 復興工事の本格化、アベノミクスによる公共工事の増加、東京五輪開催決定等による建設需要が高まる中で、人材不足が深刻化。
- ・ 入職・定着促進のため、雇用環境の改善や魅力ある職場づくりが急務。

② 外国人材の受入と国内人材対策 (外国人材の受入に関する関係閣僚会議指摘事項)

- ・ 平成27年度より緊急措置として外国人材の時限的な受入が始まるが、その前提として、国内人材対策に最大限努める必要がある。

③ 女性技能労働者活用のためのアクションプラン

- ・ 業界団体が女性技能労働者の活用促進のためのアクションプランを策定。5年以内に女性技能労働者を倍増させる予定。

建設業が抱える課題

① 厳しい労働環境

- ・ 労働時間、休暇、年収額等の面で他産業に比べて厳しい雇用環境にあり、雇用管理面の課題がある。

② 少ない女性労働者

- ・ 他産業に比べて女性労働者の活用が進んでいない。
(参考)女性技能労働者割合 建設業:2.7% 全産業:22.0%

③ 能力育成の取組が不十分

- ・ 厳しい経営環境の中で建設企業の小規模化が進み、OJT中心の技能継承が困難。

建設労働者確保育成助成金の見直し

雇用管理制度コース(整備助成)

- 助成対象となる取組の追加、目標達成時の追加助成の創設

【現行】(中小企業)

- ① 評価・処遇制度 (40万円)
- ② 研修体系制度 (30万円)
- ③ 健康づくり制度 (30万円)

【改正後】(中小・中小企業以外)

- (1) 制度導入助成
- ① 評価・処遇制度 (10万円)
 - ② 研修体系制度 (10万円)
 - ③ 健康づくり制度 (10万円)
 - ④ **メンター制度 (10万円)**

雇用管理改善の促進

(2) 目標達成助成 ※

- ① 定着改善 (60万円)
- ② 入職改善 (60万円)

※計画期間終了から1年経過後の離職率等に係る目標を達成した場合に追加助成

若年者に魅力ある職場づくりコース(経費助成)

- 助成対象に中小企業以外を追加 (助成率1/2) ※中小は2/3
- 「女性の入職・定着」を促進するための対象メニューの追加

事業の名称	事業の具体例
女性の入職・定着促進に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性が活躍できる職種の開発・広報 ・ 女性労働者のネットワーク形成の取組 ・ 出産・育児支援制度セミナーの開催 ・ 女性活躍企業の表彰制度 ・ 就労環境整備マニュアルの作成等 など

魅力ある職場づくり・女性の活躍促進

(注)事業の具体例は今後検討

建設広域教育訓練コース(推進活動経費助成)

- 広域的な職業訓練を実施する職業訓練法人への経費助成の拡充

【現行】

(助成限度額)
年間9,000万円

(訓練規模: 4万人日以上)

【改正後】

(助成限度額)
年間1億500万円

(訓練規模: 5万人日以上)

OFF-JTでの人材育成の支援

作業員宿舎等コース(経費助成)

※被災3県のみ

- 助成対象に事業主がアパート等を賃借する場合を追加(要件緩和)

【現行】 ① 共同生活寄宿舍
② 休憩室、トイレ等

【改正後】 ① 共同生活寄宿舍
② **アパート・マンション**
③ 休憩室、トイレ等

被災地の復興促進

(対象の拡充)

(助成額の見直し)